平成２１年（フ）第２１４号
神奈川県三浦市三崎１丁目９番９号
破産者　有限会社イワノ薬局
1　決定年月日　平成22年６月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第７０４号
岐阜市鹿島町６丁目30番地
破産者　武田　幸昌
1　決定年月日　平成22年６月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第７２４号
岐阜県関市千疋北１丁目９番６号
破産者　河合　敏美
1　決定年月日　平成22年６月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２０年（フ）第５３号
福岡県八女市高塚253番地３
破産者　井上本店株式会社
1　決定年月日　平成22年６月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所八女支部

平成１８年（フ）第１９６号
石川県加賀市片山津温泉ア２番地の１
破産者　株式会社北陸国際ホテル
1　決定年月日　平成22年６月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
金沢地方裁判所小松支部

平成２０年（フ）第２００号
山口県宇部市床波２丁目１番17号
破産者　第一精機株式会社
1　決定年月日　平成22年６月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
山口地方裁判所宇部支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第３５５３号
名古屋市守山区八反４番10号　ル・クプル201号
破産者　小塚貴美子
1　決定年月日　平成22年６月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４８６号
東京都八王子市上柚木1042番地　グリーンハイツゆざわ101号
破産者　鈴木啓一郎
1　決定年月日　平成22年６月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第４９４号
相模原市中央区下九沢1558番地　上中ノ原団地６―303、開始決定時の住所神奈川県相模原市下九沢1576番地40
破産者　植松　良明
1　決定年月日　平成22年６月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第１０５６号
兵庫県三田市あかしあ台３丁目28番地　１棟201号、前住所兵庫県小野市天神町80番地の1538
破産者　土井　慎治
1　決定年月日　平成22年６月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３３４号
沖縄県浦添市沢岻１丁目41番１号
破産者　當間美津子
1　決定年月日　平成22年６月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２０年（フ）第４６２号
秋田県男鹿市船川港船川字泉台40番地
破産者　武田　静雄
1　決定年月日　平成22年６月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３１８号
秋田市御野場７丁目１番27―102号
破産者　山澄　慶憲
1　決定年月日　平成22年６月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１３９号
秋田県大仙市橋本字中井村220番地
破産者　高橋　　誠
1　決定年月日　平成22年６月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２１年（フ）第１６１６号
横浜市鶴見区駒岡４丁目19番17―206号、開始決定時の住所横浜市鶴見区潮田町１丁目27番地　２Ｆ
破産者　大澤　光弘
1　決定年月日　平成22年６月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１９９９号
横浜市南区永田北３―34―14、住民票上の住所横浜市戸塚区平戸町567番地１　リーベスト東戸塚402号
破産者　中西　昌嗣
1　決定年月日　平成22年６月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２７５１号
横浜市泉区西が岡１丁目13番地１　サンヒルズ西が岡302、開始決定時の住所横浜市保土ケ谷区川島町372番地　セザール上星川304号
破産者　齋藤　秀雄
1　決定年月日　平成22年６月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部